

第百六十号議案

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「二十一人」を「二十八人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に伴い、東京都地方独立行政法人評価委員会の委員の定数を改める必要がある。